

小学6年生、中学3年生、高校最終学年の保護者のみなさま

2025年10月

## 【募集要項】

2024年能登半島地震・豪雨緊急復興支援  
「セーブ・ザ・チルドレン能登子ども給付金～卒業・新入学サポート2025～」  
卒業や新入学に関わる費用として給付金を提供いたします。

### 対象者

以下の要件1、2両方にあてはまる世帯の現在小学6年生、中学3年生、高校最終学年の子ども

1. 2024年1月の能登半島地震もしくは9月の奥能登豪雨発生時に七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市のいずれかに在住(罹災証明住所が左記5市町内)

2. 2024年1月の能登半島地震もしくは9月の奥能登豪雨により災害時居住していた住宅が一部損壊・準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊のいずれかに認定

※現在、上記の市町以外に避難・引っ越しした世帯の子どもも対象になります。

### 給付内容

子ども一人につき、

小学6年生 3万円 / 中学3年生 4万円 / 高校最終学年 5万円 (返還不要)

※上記申請条件を満たしていれば、きょうだいまとめてお申し込みいただけます。

### 申請期間

2025年11月4日(火)正午～12月15日(月)正午

※申請期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けることはできませんのでご了承ください。

### 必要書類

以下の書類をご準備のうえ、申請フォームから写真またはスキャンデータを添付してください。

1. 対象となる子どもが現在属する世帯の全員分の住民票の写し【全員必須】

※続柄必須(省略不可)、発行日が2025年10月27日以降のもの。

※マイナンバー(個人番号)は記載しないでください。

2. 対象となる子どもが属する世帯の罹災証明書

【以下①または②のどちらかに当てはまる場合のみ必須】

① 申請する子どもが小学6年生のみの世帯

② 申請する中学3年生または高校最終学年の子どもが、2024年「能登子どもサポート給付金」\*を受給していない世帯

\*「能登子どもサポート給付金」は2024年11月～12月にかけて申請を受け付け、受給要件を満たした方には2025年4月上旬までに指定の銀行口座にお振り込みしています。今回申請する子どもが2024年「能登子どもサポート給付金」を受給している場合は、罹災証明書の提出は必要ありません。詳細は「申請時の注意事項・よくあるご質問」(p.3)をご覧ください。昨年の受給状況がご不明な場合は、p.3に記載の問い合わせフォームよりお問い合わせください。

※申請内容を確認して、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

申請フォームはウラ面(p.4)にあります。



Save the Children

2024年能登半島地震・豪雨緊急復興支援  
「セーブ・ザ・チルドレン能登子ども給付金～卒業・新入学サポート2025～」  
【申請時の注意事項・よくあるご質問】

【給付対象者について】

Q. フリースクールに通っている子どもも、申請できますか？

A. 現在小学6年生、中学3年生、高校最終学年で2026年3月に卒業を迎える子どもであれば申請可能です。学校は、国公立（県立・市立など）および私立、特別支援学校、通信制・定時制高等学校、中等教育学校、高等専門学校などの学校（一条校：学校教育法第一条に該当する学校をさす）に加え、一条校以外の各種学校、外国人学校、フリースクールも含まれます。

【申請方法について】

Q. 申請はオンラインでしかできませんか？

A. 原則オンラインでの申請となります。やむを得ない事情がある場合のみ郵送を受け付けます。その場合は、問い合わせフォームまたは問い合わせ先メールに理由をお書きのうえお問い合わせください。なお、郵送の場合は12月15日(月)必着となります。消印有効ではありませんのでご注意ください。

【必要書類について(住民票)】

Q. 保護者と子どもの住民票が別の場合、どうすればいいですか？

A. 子どもが対象地域(七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市)で被災し、その後、祖父母の家に引っ越しをするなどで保護者と世帯が別になった場合でも、申請可能です。その場合は問い合わせフォームよりお問い合わせください。

【必要書類について(罹災証明書)】

Q. 2024年「能登子どもサポート給付金」を受給していない世帯は罹災証明書が必要ということですが、2024年「能登子どもサポート給付金」とは何ですか？

A. セーブ・ザ・チルドレン「能登子どもサポート給付金」は、石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市のいずれかに在住し、被災状況の一定の条件を満たす小学6年生から高校生世代の子どもに対して、1人につき3万円の給付金を提供しました。申請期間は2024年11月から12月で、受給要件を満たした方には2025年4月上旬までに指定の銀行口座にお振り込みしています。

2024年「能登子どもサポート給付金」の詳細については、こちらのQRコードよりご確認ください。



今回申請するお子さんが、2024年「能登子どもサポート給付金」を受給したかどうかは、セーブ・ザ・チルドレンからの審査結果のご連絡メールや、銀行口座への振込履歴をご確認ください。それでもわからない場合は、問い合わせフォームよりお問い合わせください。

Q. 能登半島地震と奥能登豪雨、両方の災害で被災した場合、両方の罹災証明書が必要ですか？

A. どちらか一方の罹災証明書をご提出いただければ大丈夫です。

Q. 罹災証明書が手元にない場合はどうしたらよいですか？

A. 紛失などで罹災証明書がお手元にない場合は、問い合わせフォームよりお問い合わせください。



## 【必要書類について(罹災証明書)つづき】

### Q. 罹災証明書は全員提出が必要ではないのですか？

A. 2024年「能登子どもサポート給付金」に申請されていた場合は、当時、当法人にご提出いただいた書類や確認内容を、今回の審査でも利用させていただきます。そのため、昨年の申請情報を今回の審査に利用することにご同意のうえ、お申し込みください。同意いただくことで、罹災証明書の再提出は必要ありません。また、書類内容に関する同様のお問い合わせを省略し、スムーズに今回の審査を進めることができます。

罹災証明書の提出が必要な場合は、以下です。

#### ①申請する子どもが小学6年生のみの場合

現在小学6年生の子どもは、2024年「能登子どもサポート給付金」の受給対象ではなかったため、今回申請する子どもが小学6年生のみの場合は罹災証明書の提出が必要です。ただし、中学3年生、高校最終学年の子どもも一緒に申請する場合で、その子どもが2024年「能登子どもサポート給付金」を受給した場合は、提出は不要です。

例：現在小学6年生の子どもがいる世帯で、

2024年「能登子どもサポート給付金」を受給した中学2年生の子どももいる世帯。

→罹災証明書の提出が必要です。

(たとえ2024年の申請時に罹災証明書を提出していても、今回の対象となる子どもが2024年に受給していないため。)

#### ②申請する中学3年生または高校最終学年の子ども(複数の場合は全員)が 2024年「能登子どもサポート給付金」を受給していない場合

例1:現在小学6年生、中学3年生、高校3年生の子どもがいる世帯で、

中学3年生と高校3年生のいずれも、2024年「能登子どもサポート給付金」を受給していない。

→罹災証明書の提出が必要です。

例2:現在小学6年生、中学3年生、高校3年生の子どもがいる世帯で、

高校3年生の子どもが2024年「能登子どもサポート給付金」を受給した。

→罹災証明書の提出は不要です。

※寮に在籍されていた場合は本人のみが対象のため、別途世帯の罹災証明書が必要です。

## 申請に関するお問い合わせ先

### ※個人情報の保護について

セーブ・ザ・チルドレンは、活動を通じて取得した全ての個人情報の重要性を認識し、当法人の「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報保護法をはじめとする関係法令および関連ガイドラインを遵守して、個人の権利保護に努めます。申請時に取得した個人情報は、本給付金の実施に必要な連絡・手続き、セーブ・ザ・チルドレンが行う他の活動や利用可能なサービスなどの申請者への情報提供、アンケート・インタビュー調査実施などに利用し、当法人が責任を持って管理・保管します(保管期限は給付終了後5年)。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。なお、申請情報の審査や給付金の送金に関して、当法人が業務委託契約を結んだ企業などに、内容の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、皆様の個人情報は当法人の個人情報保護原則のもとで保護されます。また、申請情報や集計結果を活動報告・社会啓発・政策提言・広報活動など当法人の活動に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。当法人のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

[https://www.savechildren.or.jp/privacy\\_policy/](https://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/)

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
国内事業部「能登子ども給付金」担当

問い合わせフォーム

<https://bit.ly/4o5OfH3>

Email: [japan.notosupport@savechildren.or.jp](mailto:japan.notosupport@savechildren.or.jp)

〒101-0047

東京都千代田区内神田2-8-4山田ビル4階



Save the Children



1. 申請フォームより必要事項を入力し、必要書類のデータを添付して申請  
詳細はオモテ面(p.1)の【対象者】【必要書類】の項目をご確認ください。  
申請が完了すると、受付番号が書かれた自動メールが1通届きます。

申請フォーム <https://bit.ly/477Fiak>



2. 審査完了メール受信

申請内容の審査が完了すると、お知らせメールが1通届きます。

※申請内容に不備や確認事項がある場合、セーブ・ザ・チルドレンがメール、電話、SMSのいずれかでご連絡します。電話の場合は、03-6859-0397からおかけします。



3. 口座情報の入力依頼メール受信(審査完了メールから2週間程度を予定)、  
受取口座情報の入力

受取口座情報を入力するWebサイトのURLをお知らせするメールが1通届きます。  
ご案内に沿って、専用サイトで口座情報を入力してください。

※口座情報の取得および振込に際しては、「GMOペイメントゲートウェイ株式会社」が提供する送金サービスを利用します。



4. 給付金の支給 (申請完了から2ヶ月程度を予定)

口座情報入力完了後、2週間程度で指定口座に振り込まれます。

※口座情報に不備がある場合は、セーブ・ザ・チルドレンからご連絡のうえ、口座情報の入力を再度行っていただきます。

※申請に関する注意事項・よくあるご質問をp.2、p.3に記載しております。  
申請前に必ずご確認ください。

## セーブ・ザ・チルドレンについて

セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもたちにとって、子どもの権利が実現されている世界を目指し、世界約110ヶ国で活動する子ども支援専門の国際組織です。

2024年1月の能登半島地震の発災を受け、被害の大きかった地域のうち、石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市で緊急支援活動を実施。子どもたちや保護者のニーズにもとづき、避難所で緊急物資の提供や災害時の子どもの居場所「こどもひろば」を実施したほか、学校などへの備品支援や給食補食支援、放課後児童クラブ(学童保育)支援員向けに子どものための心理的応急処置研修を行うなど、これまでに10,000人以上の子どもや大人に支援を届けました。

